監　督　処　分　情　報

１　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	クリエイト工業株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事（般－４）第 110849 号
許可を受けている建設業の種類	建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解

２　処分に関する事項

処分年月日	令和８年 10 月 19 日
根拠法令	建設業法第 28 条第１項（同条同項第３号該当）
処分の内容 建設業法第28条第１項の規定に基づく指示処分	
処分の原因となった事実 クリエイト工業株式会社は、建設業の業務に関し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により、令和７年 11 月 17 日に送検され、京丹後簡易裁判所から法人に罰金 20 万円、代表個人に罰金 20 万円の判決を受け、令和８年４月 29 日にその刑が確定している。 このことは建設業法第 28 条第１項第３号に該当する。	